

保険・年金 フォーカス

生命保険会社の監督官庁

日本での経緯と英米での状況

保険研究部門 上席主任研究員 小林 雅史
(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

1——日本での経緯と現状

1900年、保険業法が公布・施行され、農商務省商工局に保険課が新設されて保険会社に対する本格的な監督行政が開始された [ちなみに初代保険課長は矢野恒太氏で、日本生命、共済生命（現在の明治安田生命）を経て農商務省に入省し、保険業法を起草した。同氏は、農商務省退官後、保険業法で定められた相互会社方式の保険会社を日本で初めて創設した（2010年に株式会社化された現在の第一生命）]。

1925年、農商務省の農林省と商工省への分離に伴い、保険会社の監督行政は商工省事務局保険課が担当することとなった。

1927年には商工省事務局保険課が保険部に昇格し、傘下に生命保険課・損害保険課が設置され、1935年には商工省保険部が商工省保険局に昇格した（1939年監理局に改組、1941年生命保険課・損害保険課が保険課に再統合）。

保険会社の資金量の増加に伴い、金融監督一元化の観点から1941年、保険会社の監督行政は商工省から大蔵省に移管され（同時に証券会社・取引所などに関する監督行政も移管）、商工省監理局保険課の業務は大蔵省監理局保険課が担当することとなり（1943年に監理局は廃止され、保険課は銀行局の傘下となる）、以降、銀行・証券・保険会社など金融機関に対する監督はおおむね大蔵省が担当することとなった。

1960年には保険課が生命保険を担当する保険第一課と、損害保険を担当する保険第二課に分離され、1965年には、銀行局に保険部が設置されて、保険第一課および保険第二課を統括することとなった。

1998年には金融システム改革に伴う金融行政の見直しにより、大蔵省から金融機関の監督機能が分離されて金融監督庁が発足、保険監督行政は監督部保険監督課が担当、2000年には大蔵省から金融政策の企画立案機能が移管されて金融庁が発足（保険監督行政は監督部保険課が担当、2001年より監督部は監督局に昇格）し、現在に至っている（現在の金融庁全体の定員は約1,500名程度）。

2—英米での状況

1 | 米国

米国においては、保険会社の監督は各州が担当しており、たとえばニューヨーク州ではニューヨーク州保険局 (New York State Insurance Department) が 1859 年以来保険会社を監督してきた (2009 年の定員は約 1,000 名)。

2011 年、ニューヨーク州保険局はニューヨーク州銀行局 (New York State Banking Department) と統合され、金融サービス局 (Department of Financial Services) となった。

一方、全米ベースの保険監督については、各州の保険監督官 (たとえばニューヨーク州では金融サービス局長) の合議体である全米保険監督官会議 (National Association of Insurance Commissioners) があるのみで、連邦政府に保険担当部署はなかったが、リーマンショックへの対応から制定された 2010 年ドッド・フランク法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act) により、財務省に連邦保険局 (Federal Insurance Office) が設置され、各州の保険監督機能を存置する中で、国際的な健全性規制などへの連邦内調整機能などを担うこととなった。

2 | 英国

英国においては、2000 年金融サービス市場法に基づき、金融サービス機構 (Financial Service Authority、F S A。政府機関ではなく会社形態であり、運営は監督対象業者からの手数料で賄われる) が銀行、証券、保険会社などの金融機関を日常的に監督しており、経済・金融政策全般を立案する財務省 (HM Treasury)、中央銀行として金融安定に取り組むイングランド銀行 (Bank of England) とともに、三元監督体制 (tripartite system) と称されていた。

2007 年金融危機 (ノーザン・ロック銀行の国有化等) への対応の反省から、労働党から保守党・自由民主党への政権交代を契機に金融監督体制の見直しが進められており、2013 年には F S A が廃止され、イングランド銀行が中心となった監督体制 [イングランド銀行内に設置される金融監督政策委員会 (Financial Policy Committee) および健全性監督機構 (Prudential Regulatory Authority)、金融行動監視機構 (Financial Conduct Authority)] が構築される予定となっている。

3—おわりに

わが国の生命保険会社の監督は、戦前は商工省 (現在の経済産業省に相当) が担当し、昭和に入って大蔵省への移管が検討され、太平洋戦争直前の閣議決定により証券業界とともに移管が実現した。

金融システム改革により、金融監督行政は大蔵省から分離されたものの、金融機関に対する一元的監督体制は継続されて現在に至っているが、英米では金融不安への対応から、金融機関の一元管理 (米国では、たとえばニューヨーク州での銀行局・保険局の統合や、連邦ベースでの健全性監督の開始、英国では、中央銀行を中心とした健全性に重きを置いた監督体制への変革) が模索されている状況にある。

さらに保険監督の担い手に関しても、米国ではニューヨーク州 1 州の保険局のみで約 1,000 名に達し、英国では金融サービス機構の運営は監督対象業者からの手数料で賄われる等、各国の状況は区々となって

いる。

【参考文献】

「生命保険協会百年史」、「日本損害保険協会 70 年史」、金融庁ホームページ
米国ニューヨーク州金融サービス局ホームページ、全米保険監督官会議ホームページ、[小松原章「米
国の金融規制改革と保険規制について」](#)（ニッセイ基礎研究所「研究員の眼」2011年2月1日）
英国 F S A ホームページ、財務省ホームページ